

アークの ITIL4 MP 移行研修 と 国の助成金制度

実質負担額は、5万6400円より

「アークのMP移行研修」と 3つの助成金制度

(1) 適用可能な助成金制度

- ①厚生労働省 「特定訓練コース」
- ②厚生労働省 「一般訓練コース」
- ③東京都 「東京オンラインスキルアップ」

(注)正式名称

- ・人材開発支援助成金 特定訓練コース 若年人材育成訓練
- ・人材開発支援助成金 一般訓練コース
- ・令和4年度オンラインスキルアップ助成金

「アークのMP移行研修」と 3つの助成金制度

(1) 適用可能な助成金制度の概要

①厚生労働省「特定訓練コース」

- ・ 申請事業主の雇用保険被保険者となった日から5年を経過していない35歳未満の労働者
- ・ 実質負担額は、**5万6400円**よりとなる
- ・ 1事業所1年度あたりの限度額は1000万円

②厚生労働省「一般訓練コース」

- ・ 申請事業主の雇用保険被保険者であること
- ・ 実質負担額は、**14万7450円**よりとなる
- ・ 1事業所1年度あたりの限度額は500万円

「アークのMP移行研修」と 3つの助成金制度

(1) 適用可能な助成金制度

- ③東京都 「東京オンラインスキルアップ」
 - ・東京都内に事業所（本店・支店・営業所等）の登記のある中小企業（自宅は東京以外も可能）の従業員
 - ・実質負担額は、11万5500円よりとなる
 - ・限度 1事業所1年度あたりの申請は1回（1人）

厚生労働省の制度について

(1) 参照先

分かりやすさを優先しています。正確な詳細は、以下参照

- ①「特定訓練コース」および②「一般訓練コース」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000923538.pdf>

- ④「東京オンラインスキルアップ」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/ikusei/skill-up/>

(2) 申請

個人では申請できず、必ず会社が申請します。ご質問なども会社の教育ご担当者よりお願いします。

(3) 支給の可能性

助成金は、条件が合致すれば、必ず支給されますので、是非ご検討ください。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(1) 事業所の要件

イ 対象となる事業所

- ①雇用保険適用事業所であること
- ②「事業内職業能力開発計画」を作成していること
- ③「職業能力開発推進者」を選任していること
- ④定期的なキャリアコンサルティングの実施を「事業内職業能力開発計画」などに定めていること

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(1) 事業所の要件

□ 対象にならない事業所

- ①申請前 6ヶ月から支給申請の提出日までの間に、事業主都合により雇用保険の加入者を解雇など離職させた事業主
- ②同期間の離職者の離職理由が区分1A(解雇)または3A(事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)が6%を超えている事業主。(以上「ご案内(詳細版)14頁」)
- ③その他「ご案内(詳細版)5頁」に記載がありますが、「暴力団」とか「不正受給」とか常識的なことばかりです。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(2) 助成率・助成額の要件

助成率・助成額は、事業所の規模（中小企業・その他（以下、大企業という））と、訓練コースと、生産性要件の3つにより異なる。

【事業所の規模】

主たる事業が、A Bのいずれかが該当する企業を中小企業といい、助成率・助成額ともに優遇される。

主たる事業	A 資本金の額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

情報産業は、サービス業に含まれる。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(3) 訓練の対象者

訓練別に以下の通り。

コース	対象となる要件
特定訓練コース (若年人材育成訓練)	①申請事業主の雇用保険被保険者となった日から5年を経過していない労働者で、 ②かつ、35歳未満の雇用保険の被保険者
一般訓練コース	申請事業主の雇用保険の被保険者 (年齢などの制限はありません)

(注)若年人材育成訓練コースが有利です。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(4) 生産性向上要件

①制度概要

生産性要件を満たしている場合には、助成額が割増される。事後的に別途申請し、割増分を追加で受給することができる。

②生産性要件の比較方法

訓練開始日が属する会計年度の前年度の生産性と、その3年後の会計年度の生産性を比べて、6%以上伸びていること

③生産性要件の計算式

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値}}{\text{雇用保険の被保険者数}}$$

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(2) 助成率・助成額

コース	企業規模	経費	助成率	賃金	助成額
			*		*
特定 訓練コース	中小企業	45%	60%	760円	960円
	大企業	30%	45%	380円	480円
一般 訓練コース	中小企業	30%	45%	—	—
	大企業	30%	45%	—	—

*は、生産性要件を満たす場合
 賃金助成は、1人・1時間あたり（eラーニングを除く）
 受講費には、消費税を含む。
 総支給額は、経費助成と賃金助成の合計額となる。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(3) 実質負担額

① 特定訓練コース

・ 中小企業

ダイナミック プライシング(DP)	生産性向上要件を満たさない場合			生産性向上要件を満たす場合		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
助成金非利用時(参考)	330,000	352,000	409,200	330,000	352,000	409,200
DPを利用しないとき	153,000	173,500	230,700	144,000	166,000	223,200
4週前申込み10%減額	134,850	145,740	189,780	111,000	130,800	182,280
3週前申込み20%減額	116,700	126,380	151,548	78,000	95,600	141,360
2週前申込み30%減額	98,550	107,020	129,042	56,400	62,560	100,440

・ 大企業

ダイナミック プライシング(DP)	生産性向上要件を満たさない場合			生産性向上要件を満たす場合		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
助成金非利用時(参考)	330,000	352,000	409,200	330,000	352,000	409,200
DP希望しないとき	216,750	237,750	294,950	212,000	234,000	291,200
4週前申込み10%減額	193,650	207,510	254,030	179,000	198,800	250,280
3週前申込み20%減額	170,550	182,870	214,902	146,000	163,600	209,360
2週前申込み30%減額	147,450	158,230	186,258	113,000	128,400	168,440

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(3) 実質負担額

②一般訓練コース

- ・ 中小企業、大企業とも

ダイナミック プライシング(DP)	生産性向上要件を満たさない場合			生産性向上要件を満たす場合		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
助成金非利用時(参考)	330,000	352,000	409,200	330,000	352,000	409,200
DP希望しないとき	245,750	267,750	324,950	242,000	264,000	321,200
4週前申込み10%減額	212,750	232,550	284,030	209,000	228,800	280,280
3週前申込み20%減額	179,750	197,350	243,110	176,000	193,600	239,360
2週前申込み30%減額	147,450	162,150	202,190	143,000	158,400	198,440

(注) e ラーニングコースの場合の助成額 (一律)

①特定訓練コース

- ・ 中小企業 … 15万円
- ・ 大企業 … 10万円

②一般訓練コース … 7万円

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(4) M P 移行研修コースの構造

コース	研修費	研修コースの基本構成	OP（オプション）による主な追加
標準コース	330,000		
試験追加コース	352,000		急ぎ資格取得をしたい方におすすめします
合格あんしんOP	409,200		回数 ∞ 無制限
備考		<p>【研修費】消費税を含みます。助成額に反映されます。</p> <p>【セルの表示】実線表示のセルは、履修必須です。点線表示は履行任意で、省略可能です。</p> <p>【講義と試験】講義+試験のセットを、科目数繰り返します。</p> <p>* 1 お申込み時の/eラーニング指定に関わらず、いずれにも参加できます。ただし、は新規受講者が優先となります。</p> <p>* 2 試験の合格は1回限りです。合格の後は、後続する試験は受けられず、受験権利放棄となります。権利譲渡もできません。万一不合格の場合の繰返し回数に制限はありません。合格するまで回数は無制限です。ただし、試験制度の廃止時や在籍期間終了時には、この限りではありません。</p>	

ITIL 4

マネージングプロフェッショナル移行研修とは

【研修概要】

ITIL Ver. 3 の上位資格である ITIL エキスパートの有資格者などを対象に、ITIL 4 の上位資格であるマネージングプロフェッショナルに移行させるための研修です。

通常は、ITIL 4 の FND、CDS、DSV、HVIT、DPI の 5 科目（全 22 日）の合格を必要とするところ、5 日の短縮コースとなっています。

【ITIL 4】

ITIL 3 では、IT サービスを提供する組織構造とその機能に重点が置かれていました。しかし、社会システムの構造が、不安定・不確実・複雑・曖昧になって来ています。

そこで、ITIL 4 では、その上位に「サービス」を置いて解決を図っています。ベースにある新しい考え方は「Service dominant logic」です。

DX や CX などにも対応できるように、Agile、DevOps、リーンなどの、新しい技術も取り込んでいます。